議案第４号

宮崎市景観計画の改訂について

宮崎市景観計画改訂案

■ 景観形成の意義

景観形成は、快適な住環境をつくり、生活や産業に根ざした個性や文化を創出するとともに、市民の地域に対する誇りと愛着を育むことにもつながります。 また、宮崎県の県都として美しく魅力のあるまちづくりを推進することは、訪れる多くの人々の共感を呼び、観光や交流の促進が期待されます。

さらに、景観づくりの取り組みを通じて市民意識の向上が図られ、コミュニティの形成や市民活動の活性化など、市民主体の活力のあるまちづくりが推進されます。 加えて、今後はSDGsや低炭素・循環型社会の実現に向けて、持続可能な景観形成と環境保全を一体的に取り組んでいく必要があります。

■ 宮崎市景観計画の目的と役割／改訂の経緯

本計画は、総合的な景観形成を図ることを目的として、平成16年に制定された景観法に基づき、今後の景観施策を実現していくための基本的方向を示すマスタープランと位置づけるものです。

本市では、平成19年に策定した前計画に基づいて良好な景観形成に取り組んでおり、市民からも一定の評価を得ていますが、策定から長期間を経過し、景観をとりまく社会環境が変化したことから、本市の実情に合った規制・誘導を行うことができるよう、計画の全面的な改訂を行います。

■ 景観形成の基本理念

「次世代につなぐ美しい景観都市・みやざき」

「空、海、山、川に象徴される豊かな自然」、「人々の豊かな心」を大切に育み、市民、事業者、行政との連携により、美しい景観都市・みやざきを次世代に引き継いでいきます。

■ 景観形成の目標

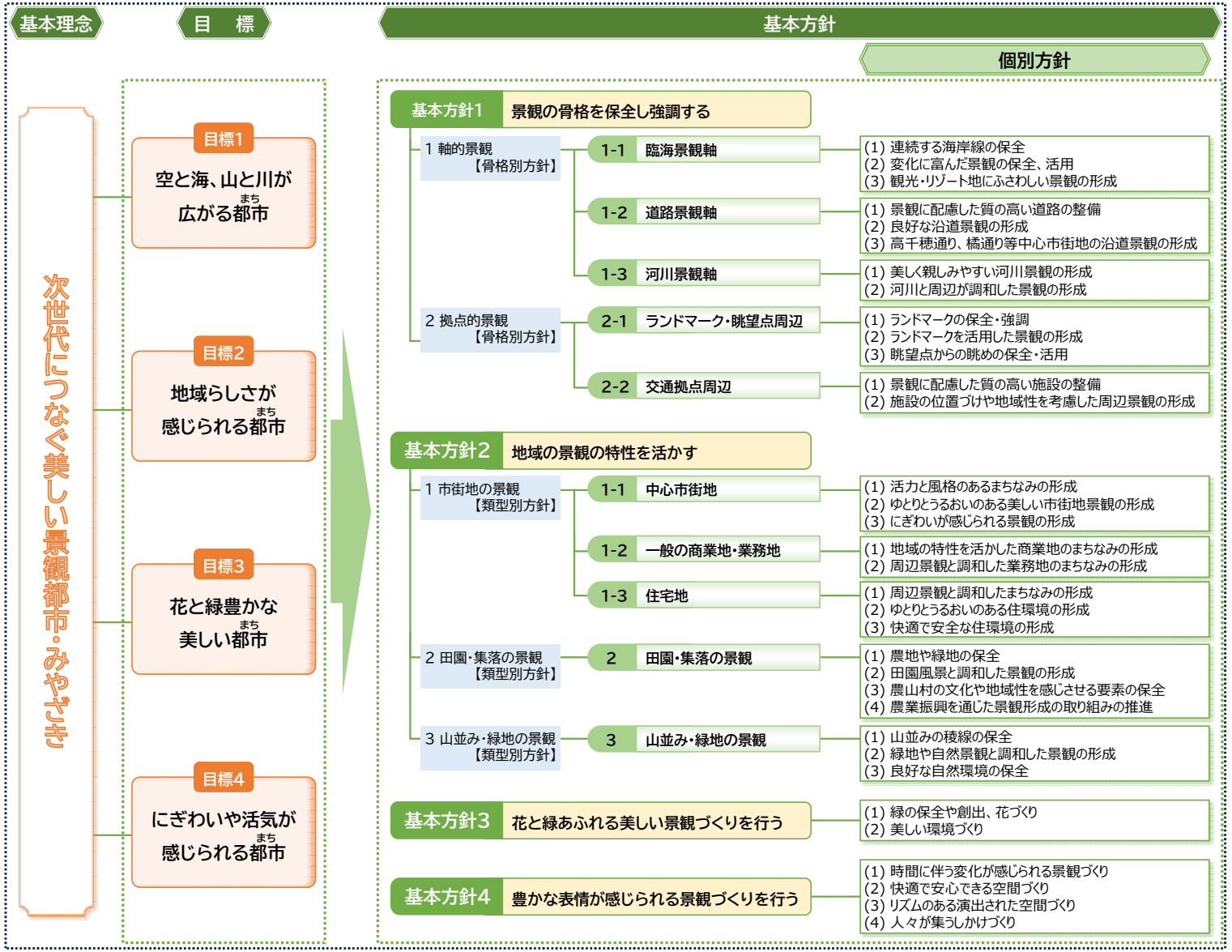
基本理念
目　標
基本方針
個別方針
次世代につなぐ美しい景観都市・みやざき
目標1
空と海、山と川が広がる都市
目標2
地域らしさが感じられる都市
目標3
花と緑豊かな美しい都市
目標4
にぎわいや活気が感じられる都市
基本方針1 景観の骨格を保全し強調する
1 軸的景観【骨格別方針】
1-1 臨海景観軸
(1) 連続する海岸線の保全
(2) 変化に富んだ景観の保全、活用
(3) 観光・リゾート地にふさわしい景観の形成
1-2 道路景観軸
(1) 景観に配慮した質の高い道路の整備
(2) 良好な沿道景観の形成
(3) 高千穂通り、橘通り等中心市街地の沿道景観の形成
1-3 河川景観軸
(1) 美しく親しみやすい河川景観の形成
(2) 河川と周辺が調和した景観の形成
2 拠点的景観【骨格別方針】
2-1 ランドマーク・眺望点周辺
(1) ランドマークの保全・強調
(2) ランドマークを活用した景観の形成
(3) 眺望点からの眺めの保全・活用
2-2 交通拠点周辺
(1) 景観に配慮した質の高い施設の整備
(2) 施設の位置づけや地域性を考慮した周辺景観の形成
基本方針2 地域の景観の特性を活かす
1 市街地の景観【類型別方針】
1-1 中心市街地
(1) 活力と風格のあるまちなみの形成
(2) ゆとりとうるおいのある美しい市街地景観の形成
(3) にぎわいが感じられる景観の形成
1-2 一般の商業地・業務地
(1) 地域の特性を活かした商業地のまちなみの形成
(2) 周辺景観と調和した業務地のまちなみの形成
1-3 住宅地
(1) 周辺景観と調和したまちなみの形成
(2) ゆとりとうるおいのある住環境の形成
(3) 快適で安全な住環境の形成
2 田園・集落の景観【類型別方針】
2 田園・集落の景観
(1) 農地や緑地の保全
(2) 田園風景と調和した景観の形成
(3) 農山村の文化や地域性を感じさせる要素の保全
(4) 農業振興を通じた景観形成の取り組みの推進
3 山並み・緑地の景観【類型別方針】
3 山並み・緑地の景観
(1) 山並みの稜線の保全
(2) 緑地や自然景観と調和した景観の形成
(3) 良好な自然環境の保全
基本方針3 花と緑あふれる美しい景観づくりを行う
(1) 緑の保全や創出、花づくり
(2) 美しい環境づくり
基本方針4 豊かな表情が感じられる景観づくりを行う
(1) 時間に伴う変化が感じられる景観づくり
(2) 快適で安心できる空間づくり
(3) リズムのある演出された空間づくり
(4) 人々が集うしかけづくり

宮崎市景観計画改訂案

■景観策定・変更の履歴

〇H19.10 策定　⇒①H21.4（大淀川地区重点景観形成地区追加等）⇒
②H23.4（四季通り地区景観形成推進地区追加等）⇒③H24.3（宮崎駅東通線重点景観形成地区追加等⇒
④H25.12（清武町域追記）⇒⑤H31.4（太陽光発電設備に関する規定の追記等）⇒
◎R5.3 全面改訂予定
（R3…現地調査・現行計画評価／R4…素案作成・景観審議会・都市計画審議会（予定）・庁内意見照会）

■景観計画区域

本市では、市内全域を景観計画区域とします。

■重点景観形成地区・景観形成推進地区

景観計画区域のうち、景観形成上特に重要な地区については、「重点景観形成地区」に定め、地区ごとの方針や基準などに基づき、重点的・先導的に景観形成を推進します。
また、地域住民や事業者などが、自ら積極的に景観形成に取り組もうとする地域については、「景観形成推進地区」に定め、地元と連携しながら景観形成を推進します。

■景観計画区域における制限

［建築物］
・外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いいられる色彩）は、下記の基準により制限を行う。
・建築物の壁面及び屋根面に設置する太陽光発電設備については、周辺と調和するよう配慮を求める。
［工作物］
・外観の基調色は、基準により制限を行う。
［太陽光発電設備・風力発電設備・その他の発電設備等］
・主要な眺望点や走路からなどから見た場合に、周辺景観を阻害しないよう、配置の工夫や植栽などにより目立たないようにすること。

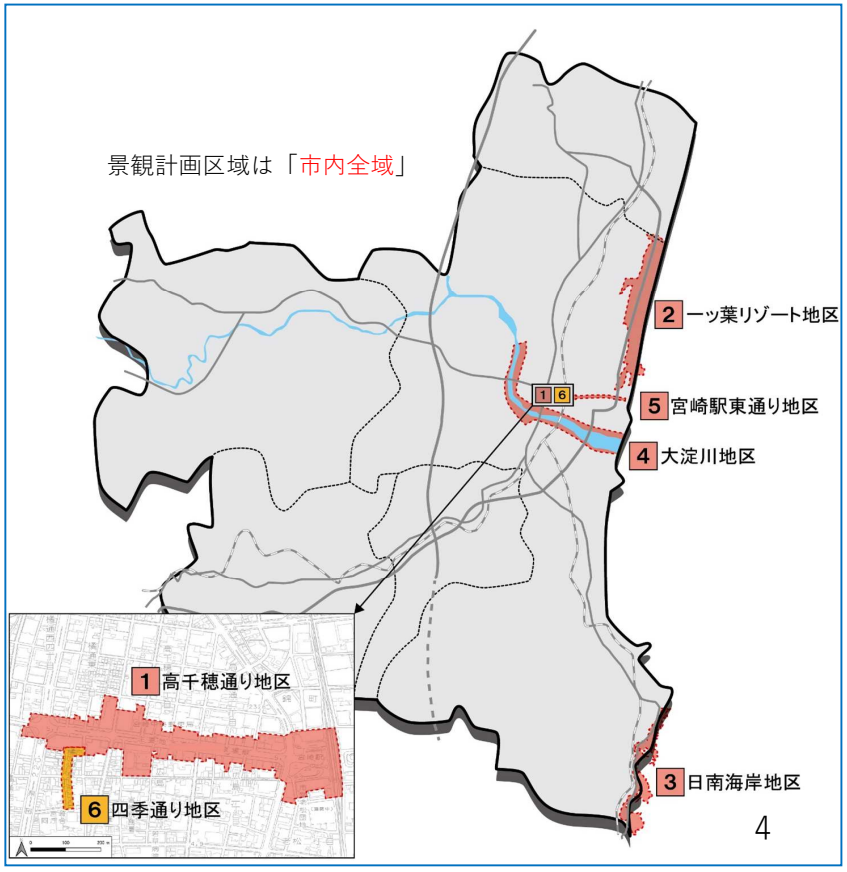

図　重点景観形成地区・景観形成推進地区位置図

■色彩の基準値及び推奨値（建築物） ※重点景観形成地区等は除く

5R 4 / 7
色相 明度 彩度

基準値

色相	基準値
R(赤) YR(黄赤)	彩度６以下
Y(黄)	彩度６以下
その他の色相	彩度５以下

推奨値

色相	推奨値
R(赤) YR(黄赤)	彩度４以下 かつ 明度７以上
Y(黄)	彩度３以下 かつ 明度７以上
その他の色相	彩度２以下 かつ 明度７以上

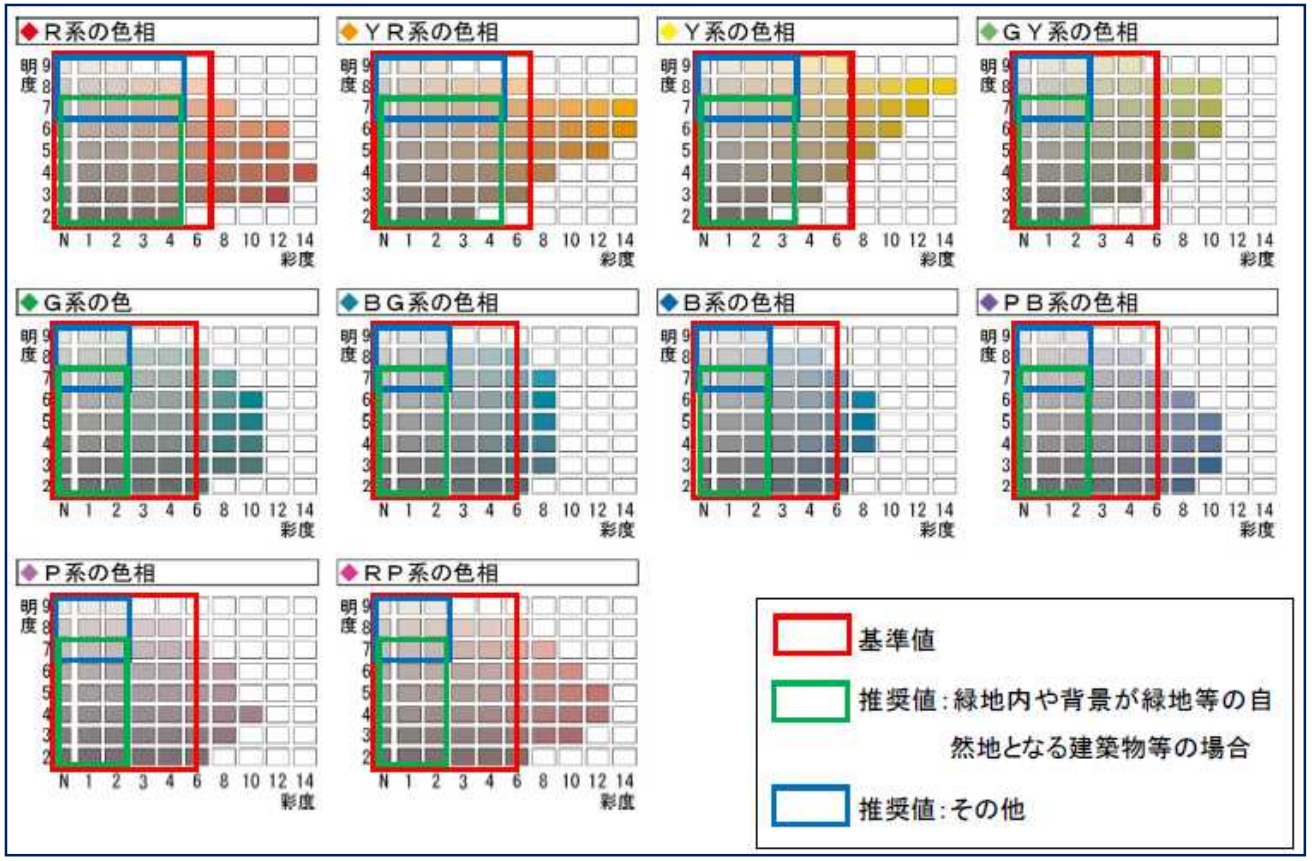

■届出の対象となる行為

景観法第16条第１項に基づき、市内全域（景観計画区域）において、以下の行為を行う際は景観課への届出が必要です。

建築物	（１）地盤面から最高部までの高さが10m以上 （２）延べ面積又は建築面積（同一敷地内に２以上の建築物がある場合においては、延べ面積又は建築面積の合計）が300㎡以上 ※：景観法第16条第１項に基づく届出対象行為となる規模の建築物において、壁面及び屋根・屋上に太陽光発電設備（建築基準法第２条第３号に該当するもの）を設置する場合は建築物の一部とみなす。	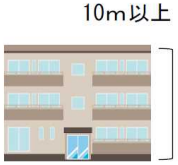
工作物	煙突・排気塔	高さ６m以上
	RC柱・木柱・鉄柱	高さ15m以上
	記念塔・装飾塔	高さ４m以上
	高架水槽・冷却塔 物見塔・サイロ 石油・ガスタンク	高さ８m以上 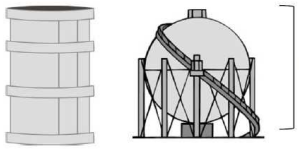

工作物	擁壁	高さ５m以上 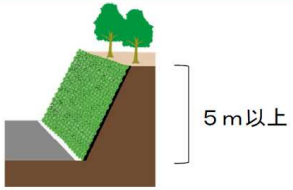
	その他 景観条例規則第２条第１項第13号市長が指定するもの	地上に設置される太陽光発電設備等※１ 地上に設置される風力発電設備※２ 地上に配置されるその他の発電施設※３ （外灯及びそれに類するもののための微小なものを除く） ※１：太陽光を電気に変換するための設備（太陽電池モジュール、太陽光発電パネル、ソーラーパネル等（以下「モジュール」という。））及びその附属設備（支柱や基礎、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。 ※２：風を電気に変換するための設備（ブレード、ナセル等）及びその附属設備（タワーや基礎、変圧器、蓄電設備、送電線等）をいう。 ※３：バイオマス発電施設等、その他の発電施設は、事前協議の対象とする。

※重点景観形成地区・景観形成推進地区においては全ての建築物が届出対象

■類型別方針（中心市街地の景観）

・県都の中心となる地区として、総合計画や都市計画マスタープラン、立地適正化計画等の上位・関連計画と連動し、宮崎市の玄関口にふさわしい風格と活力やにぎわいが感じられる景観を創出するとともに、ゆとりとうるおいのある市街地景観を形成します。
・目立たない広告物や、落ち着いた色彩のファサードによる美しいまちなみの景観形成を推進します。

中心市街地における美しい景観のイメージ

■景観形成の施策

基本理念や基本方針を踏まえ、景観形成を推進するため官民協働で具体的な施策に取り組みます。

例）景観まちづくり推進大会（シンポジウム等・表彰式）
　　風景絵画コンクール／景観賞（建築・広告・フォト）
　　景観教室／出前講座

【景観賞フォトコンテスト】

【景観教室】

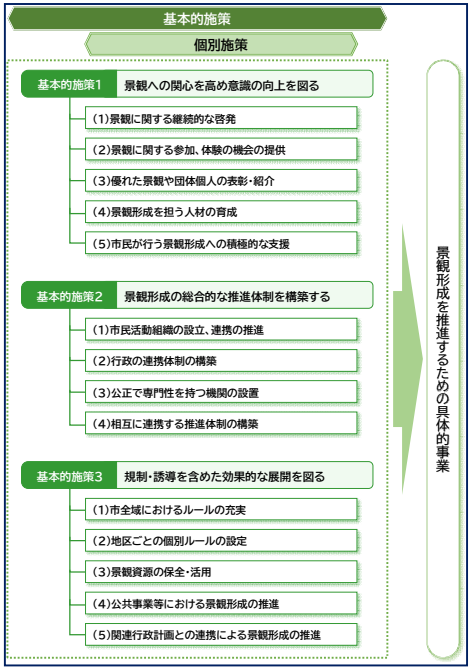

景観形成の施策

宮崎市景観計画改訂の要点

■現行計画の評価／改訂の方向性

平成１９年に策定した現行計画の評価を行った結果、本市の景観形成は以前と比較して概ね良好に向かっており、
今後も現行計画の考え方を踏襲しながら、課題をさらに改善する改訂を行う。

市民意識調査・問：本市の街並みや自然の景観は、現計画が策定された以前（H19）と比べてどうなったか。

回答：「良くなった。やや良くなった。」が「悪くなった」
「やや悪くなった」より３倍超多く、以前と比較して、良くなっているという回答が多い。（グラフ）

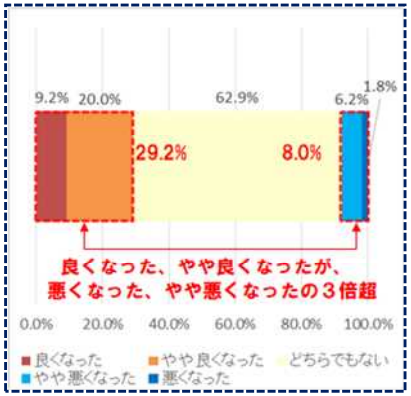

■基本理念の設定

基本理念は、次の世代に宮崎らしい美しい景観を繋いでいくことを目指し、
「次世代につなぐ美しい景観都市・みやざき」とする。また、SDGs の考え方との関連付けをし、持続可能な計画とする。

■大淀川重点景観形成地区における色彩基準の変更(緩和)

これまで、大淀川重点景観形成地区「天神山・愛宕山ゾーン」の一部等における建築物に対して、背景が緑地であることから、マンセル値（明度２以上７以下）を基準値としており、その結果白色の建築は不可であった。一方、大淀川沿いのゾーンはマンセル値（明度７以上）を基準値としており、その結果黒色の建築は不可となっていた。しかし、近年、無彩色の建築物は一般的なものとなっており、小規模な建築物が景観に与える悪影響は小さいものと判断し、無彩色（黒・白）に対する一定規模（床面積300 ㎡・高さ10m）以下の建築物に対する色彩基準を緩和する。

■宮崎駅東通線重点景観形成地区の外壁後退基準の変更(緩和)

宮崎駅東通線重点景観形成地区（住宅ゾーン・港ゾーン）については、道路から１ｍ（2,000 ㎡以上は2m）の外壁後退を基準（制限）としていたが、路肩1.5m、歩道幅4.5m と比較的余裕があることから、「配慮事項」に緩和するものとする。

■日南海岸国定公園(自然公園法)許可と日南海岸重点景観形成地区(景観法)届出重複の解消

日南海岸国定公園内の日南海岸重点景観形成地区においては、権限移譲等の影響により、同じ案件に対して、同一の図面で２種類の申請を景観課にしていたため、行政サービスの向上の観点から、景観計画に国定公園内の基準を設定することで、自然公園法の許可申請があれば、景観法の届出は省略できるものとする。

■中心市街地の景観形成方針及びイメージの作成

中心市街地における、景観形成方針について、視覚的にわかりやすくするため、賑わいの創出などウォーカブルの考えも取り入れながら、関係各課と連携して作成する。

■屋外広告物適正化推進計画の内容反映

屋外広告物適正化推進計画の考え方を継承しながら、景観計画の中で景観形成における屋外広告物の方針を記載する。

■街路樹に関する基本方針の記載

これまで、本市の街路樹に対する景観形成の方針が明記されていなかったため、関係課と連携して「緑の量から質の向上への転換」を重視した持続可能な基本方針を記載する。

■風力発電設備等に対する届出対象の追加

平成31年の変更時から、その他の工作物として「太陽光発電設備」を追加しているが、今回の改訂において「風力発電設備」を届出対象とすると共に、「バイオマス発電設備」についても事前協議の対象とする。

宮崎市景観計画改訂案

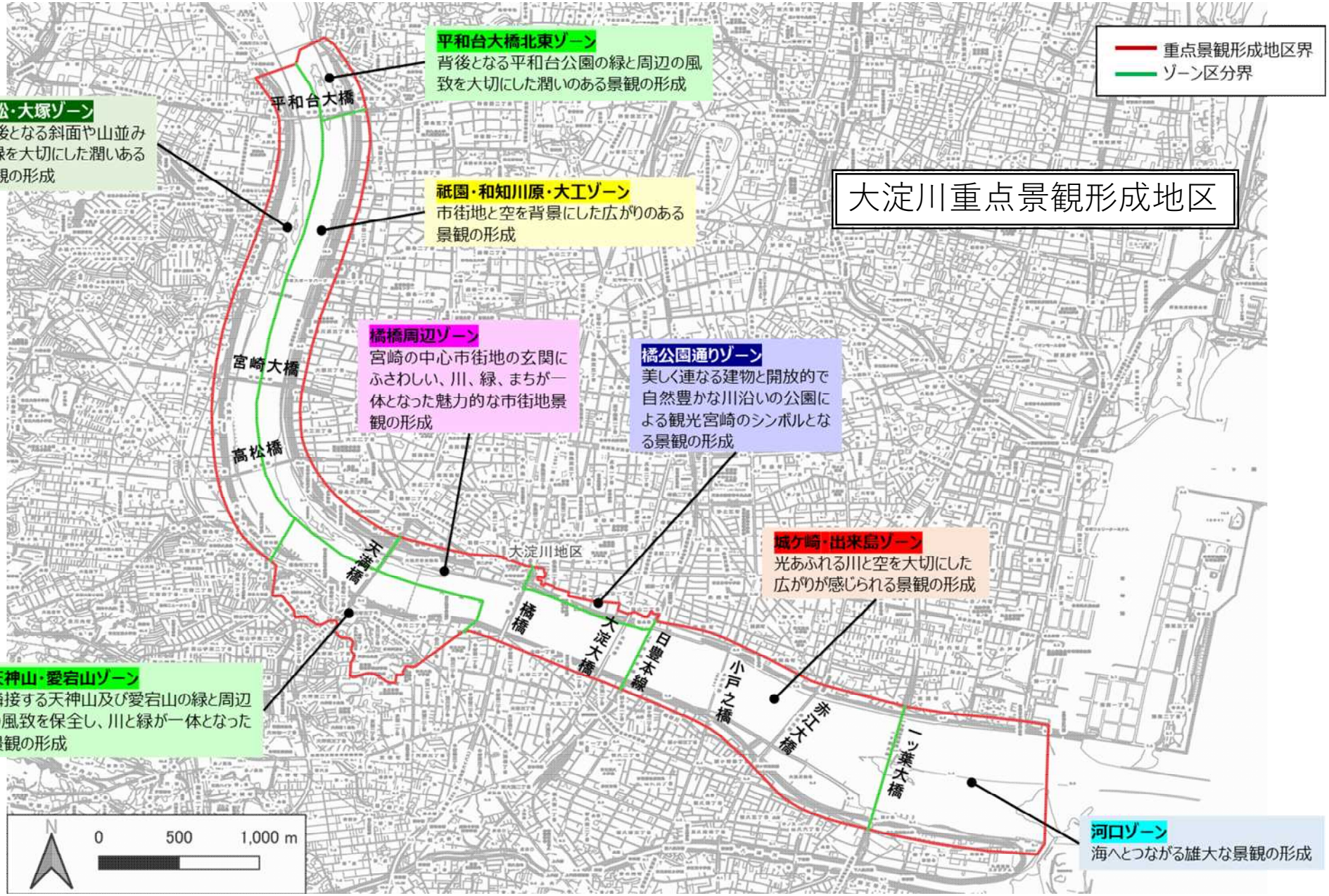
重点景観形成地区界
ゾーン区分界
大淀川重点景観形成地区
平和台大橋北東ゾーン
背後となる平和台公園の緑と周辺の風致を大切にした潤いのある景観の形成
小松・大塚ゾーン
背後となる斜面や山並みの緑を大切にした潤いある景観の形成
祇園・和知川原・大工ゾーン
市街地と空を背景にした広がりのある景観の形成
橘橋周辺ゾーン
宮崎の中心市街地の玄関にふさわしい、川、緑、まちが一体となった魅力的な市街地景観の形成
橘公園通りゾーン
美しく連なる建物と開放的で自然豊かな川沿いの公園による観光宮崎のシンボルとなる景観の形成
城ケ崎・出来島ゾーン
光あふれる川と空を大切にした広がりが感じられる景観の形成
天神山・愛宕山ゾーン
隣接する天神山及び愛宕山の緑と周辺の風致を保全し、川と緑が一体となった景観の形成
河口ゾーン
海へとつながる雄大な景観の形成
平和台大橋
宮崎大橋
高松橋
天満橋
大淀川地区
橘橋
大淀大橋
日豊本線
小戸之橋
赤江大橋
一ツ葉大橋
N
0
500
1,000 m

宮崎駅東通り重点景観形成地区

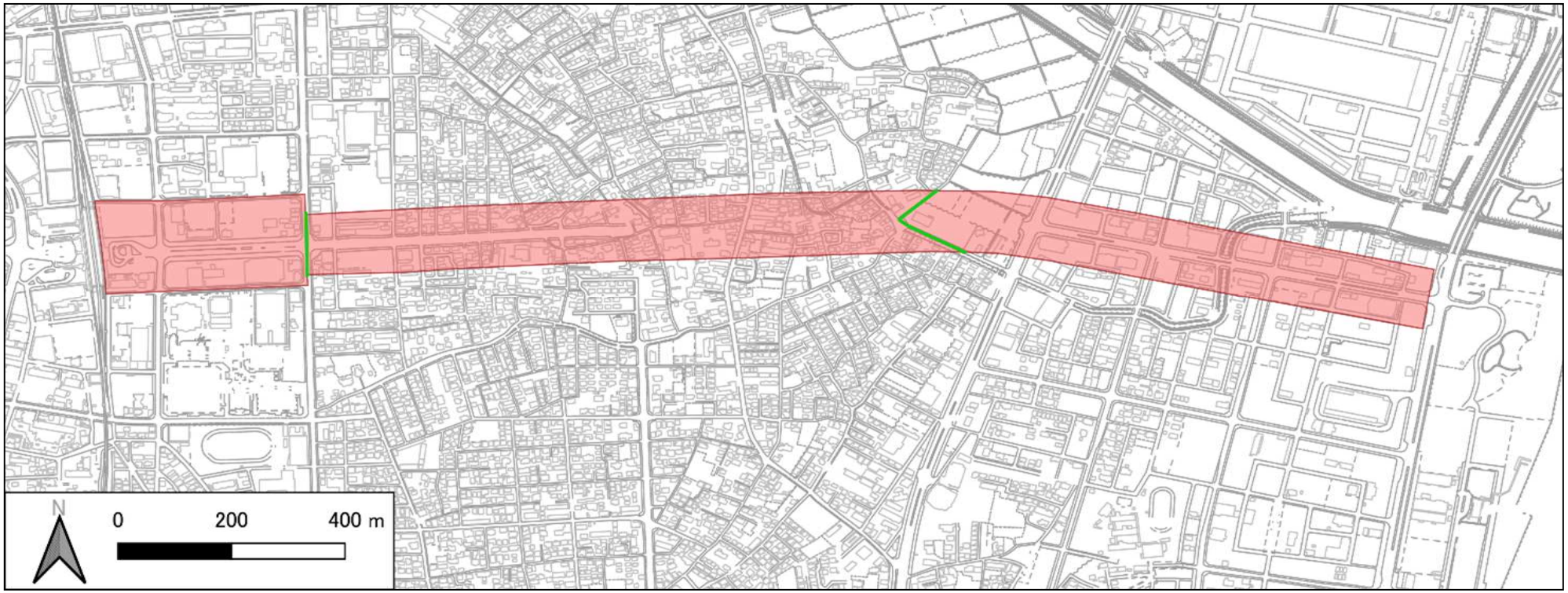

日南海岸重点景観形成地区（景観法）及び日南海岸国定公園区域（自然公園法）

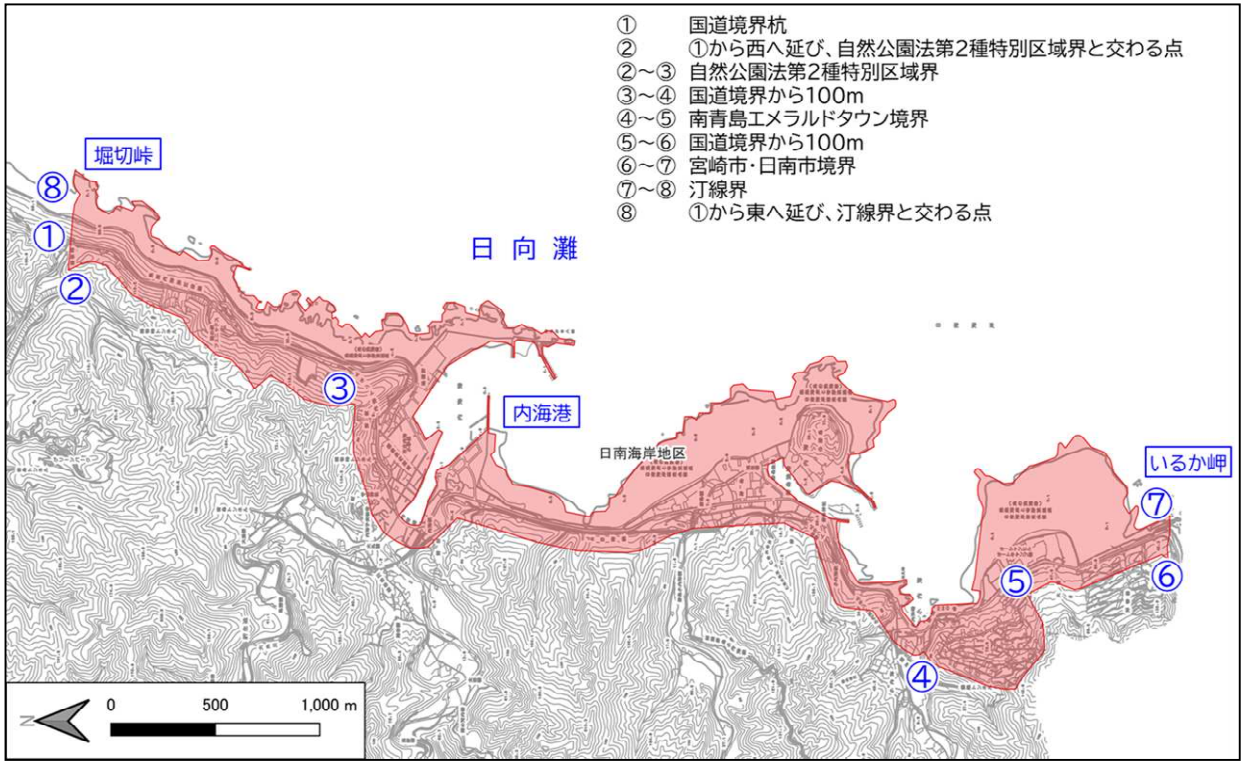

日南海岸重点景観形成地区

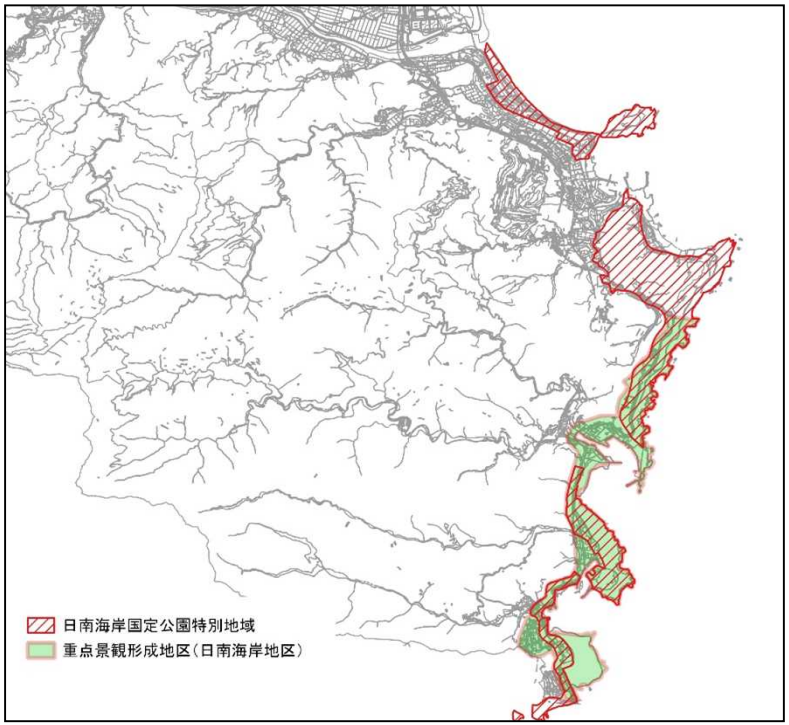

日南海岸重点景観形成地区と日南海岸国定公園の重複

宮崎市景観計画改訂案

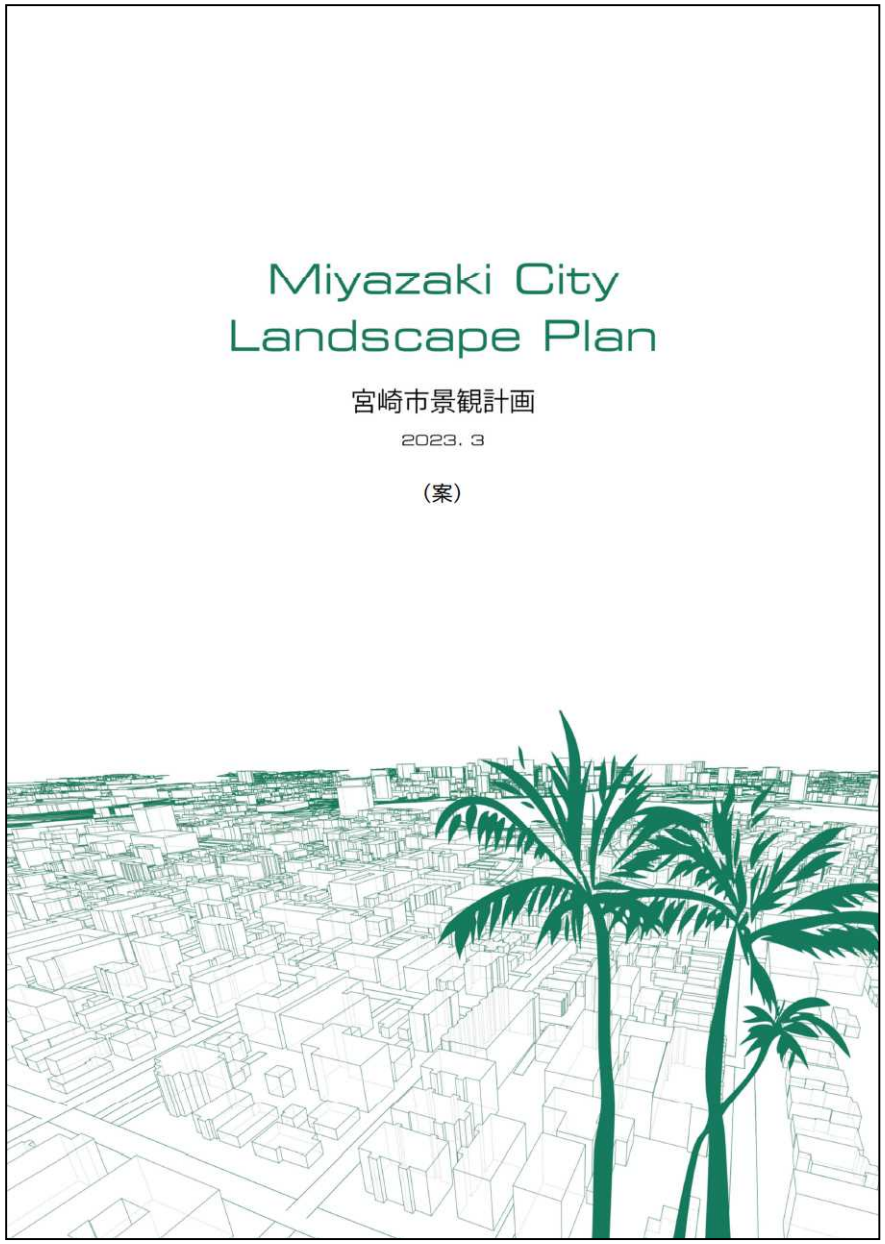

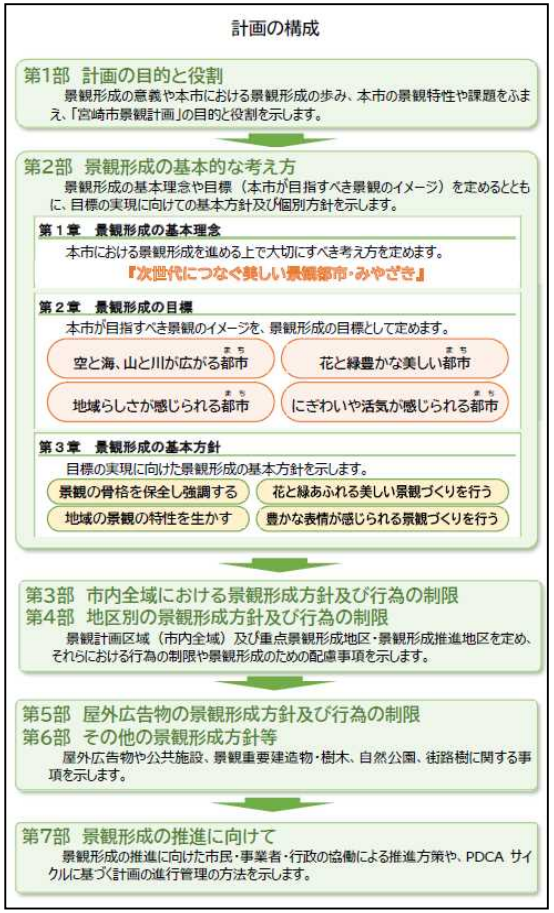

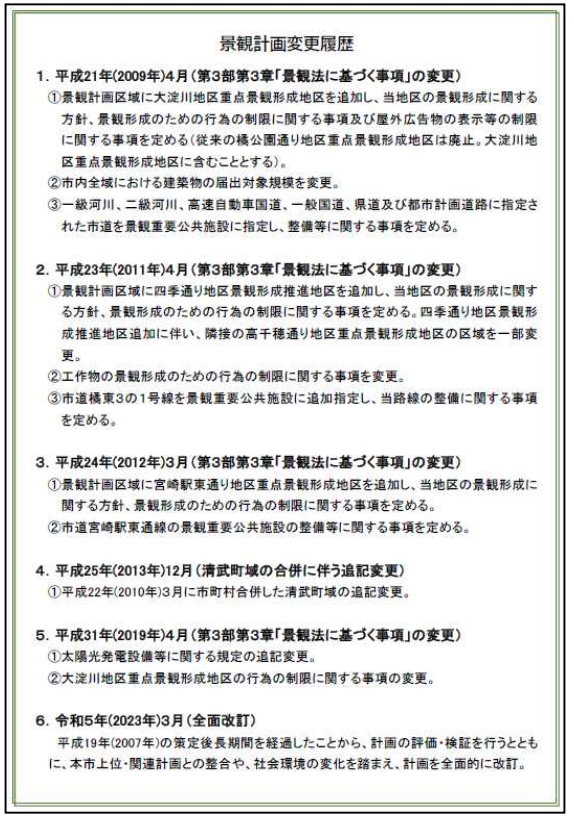

■今後の予定

本日の都市計画審議会での意見を踏まえ修正

▼

2月14日開催予定「宮崎市景観審議会」に諮問

▼

4月 1日改訂（公表・運用開始）予定